

文部委員會議録 第七号

昭和二十七年二月二十七日(水曜日)

午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

理事若林 義孝君 理事小林 信一君

鹿野 彦吉君 坂田 道太君

首藤 新八君 圓谷 光衛君

水谷 昇君 平島 良一君

坂本 泰良君 渡部 義通君

浦口 鉄男君 小林 進君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

刑政長官 草鹿淺之介君

文部政務次官 今村 忠助君

文部事務官 稲田 清助君

文部事務官 寺中 作雄君

(社会教育局長) 近藤 直人君

文部事務官 (管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

文部事務官(大臣) 篠原 義雄君

官房宗教課長 専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

二月二十三日

委員鈴木正文君辭任につき、その補欠として東井三代次君議長の指名で委員に選任された。

二月二十五日

山口シツエ君辭任につき、その補欠として松本七郎君が議長の指名で委員に選任された。

二月二十七日

理事松本七郎君の補欠として松本七郎君が理事に当選した。

二月二十三日

教育公務員給与準則改正に関する請願(井手光治君紹介)(第八六七号)

同(佐藤重遠君紹介)(第八九〇号)

産業教育振興法による国庫補助増額等に関する請願(甲木保君紹介)(第八八八号)

六・三制教育施設費国庫補助等に関する請願(甲木保君紹介)(第八八九号)

公立学校諸施設の防災及び災害復旧に関する法律制定の請願(甲木保君紹介)(第八七〇号)

寒冷地帯の学校に屋内運動場建設促進に関する請願(橋直治君紹介)(第八七二号)

同(佐々木盛雄君紹介)(第九二九号)

義務教育費国庫負担法制定に関する請願(甲木保君紹介)(第八七二号)

小学校舎建築費国庫補助等に関する請願(橋直治君紹介)(第八七三三号)

学校給食法制定に関する請願外二件(鈴木明良君紹介)(第八八九号)

同(江崎真君紹介)(第九五五号)

市町村立学校職員給与負担法の一部改正に関する請願(中山マサ君紹介)(第九一一号)

穴内小学校校舎復旧費国庫補助の請願(長野長廣君紹介)(第九五一号)

紀元節復活制定の請願(圓谷光衛君外一名紹介)(第九五二号)

学校給食継続実施等に関する請願外一件(橋本登美三郎君紹介)(第九五三三号)

同(小林信一君紹介)(第九五四号)の審査を本委員会に付託された

本日の會議に付した事件

理事の互選

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案(内閣提出第一号)

商船大学設置に関する件

教育行政に関する件

○竹尾委員長 遅れましたが、これより會議を開きます。

理事の補欠選挙を行います。委員松本七郎君が委員を辭任され、去る二十五日、再び委員に選任されましたので、先例により、委員長より松本七郎君を理事に指名したいと存じます

が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 御異議なしと認め、松本七郎君を理事に指名いたします。

○竹尾委員長 次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。

先般の文部大臣の説明に対して質疑の通告がございます。これを許します。渡部義通君。

○渡部委員 その前に、私議事進行についての意見があります。きょう十時から委員会が開かれるのに、どうしてこのように遅れてしまったかの理由を開きたいと思ひます。

○竹尾委員長 申し上げます。本日自由党の総務会から、文部大臣の出席を求められまして、そのために少し開会の時間が遅れたのであります。

○渡部委員 委員会が開かれておるのに、自由党の総務会のために委員会を遅らせるということ自体が、おかしいと思う。しかも、これは大臣にお聞きしたいと思うが、自由党の委員会に出るために、正式の委員会に出席しないという大臣の考え方を聞きたいと思ひます。

○天野國務大臣 私は、正式の委員会もしばしば時刻が遅れることがありますが、向うを済まして来てよいものではないかと考えておつたわけであり

ます。

○渡部委員 向うを済まして来てよいと思つたということですが、一方は自由党の総務会であり、自由党の総務会によつてこの委員会が延びたということ自体がおかしい。そういうふう

に各党がそれ／＼事情があつて出られない場合に、それなら委員会を開かないでいるのか、その点もつと明確に

釈明してほしい。

○竹尾委員長 速記をやめてください

〔速記中止〕

○竹尾委員長 速記を始めてください

い。

○渡部委員 ボツダム宣言受諾に関する法律についての質問ですが、この中に文部省関係のもので、文部省以外に

処理するものがありますが、これはどういうものですか。

それから次に、存続すべき命令の第二番目に書いてある宗教法人の問題ですが、宗教法人法ができて、しかも旧宗教法人令に基くような団体がその後においても残つておるのかどうか。それがこの法案の存続問題と、どうい

う関連を持つかという点を聞きたいと思ひます。

○篠原説明員 ただいまの御質問であります。宗教法人令下における宗教法人は、新宗教法人法における宗教法人に現在切りかへ中であり、宗教法人法は、昨年の四月二日に公布実施になりました。目下旧宗教法人令による宗教法人は、新宗教法人法による手続をいたしまして、新宗教法人法による宗教法人に切りかへを申請中であり

ます。それが大体の期間といたしまして、申請期間が一年半、その後一年半の認証期間があります。都合三箇年というものが、その手続に要する期間になつております。その間、旧来の宗教法人令による宗教法人は、新宗教法人法による宗教法人となるための諸般の手続を済ませなければならぬ関係

上、旧来の宗教法人は従前通り、新宗教法人法による宗教法人になるまでの間、宗教法人令における宗教法人として存続する、この附則の効力によりまして、経過的にその法人格を存続する規定が挿入されておるのであります。

○渡部委員 廃止されるボツダム命令の件名の第一、外国人に移転された著作権の登録及び保護に関する政令、これを廃止すれば、その後においては外

国著作権に関する契約は、契約当事者間の合意のみをもつて成立することとなるというのでありますが、この合意という問題であります。これは従来の国際的な条約あるいは慣例に基いて、今後契約が取結ばれるのかどうかという点をお聞きしたいと思います。

○稲田政府委員 著作権に関するたゞいまの御質問につきましては、関係政府委員が参りまして御説明申し上げます。

先ほどの質問につきましては、文部省が主として関係のありますボツダム命令は、全部で十件あるわけでありまして、その他は他省と共同のもので、他省の方で措置するものが八件あるわけでありまして、その八件を申し上げますと、すでに廃止の法律案を提出中のものが二件、これは総理府関係でありまして、それは、工場事業場、研究機関等ノ事業報告書等ニ関スル件と申しますと、科学技術に関する調査書の提出に関する件であります。次に改正して存続するものが二件あります。

これは第一は、学校及び保育所の給食用ミルク譲与並びにこれに伴う財政措置に関する政令。第二は、銃砲刀剣類等所持取締令であります。そのほか通産省関係におきましては、兵器、航空機等ノ生産制限ニ関スル件、航空機等ニ関スル措置ニ関スル件、工場、事業場等ノ管理ニ関スル件、指定施設等の使用制限に関する件、以上であります。

○渡部委員 次に、教科書問題ですがこれが廃止された場合に、検定問題とは関連がないのかどうか。たとえば、従来は検定が日本のある委員会においてなされて来たわけですが、実質的に

はGHQに提出して、少くともその了解あるいは指示を得ておつたと思ひます。こういう形でGHQによる実質的な日本の教科書の検閲というものが従来行われて来たのだが、今後はそういう関係はどういうふうになるのかという点について承りたいと思ひます。

○稲田政府委員 前段のお尋ねのこの法律に關しまする点におきましては、これは国民学校時代において使ひました修身とか歴史の教科書でありまして、もうすでにこれは廃止回収済みでございます。

第二段にお話の、新しい教科書を編成いたしまする場合に、関係方面と協議いたしたことは、過去においてはあつたのでありますが、これももう二年ばかりの間におきましては、そういう関係はなくなつております。

○渡部委員 回収された古い教科書は、どうなつておりますか。

○稲田政府委員 これは故紙といふるがみとして処置いたしましたわけでありまして。

○渡部委員 この命令が廃止された後に、新しい検定方針が立てられるのかどうか。また今後どういうふうにして検定がなされて行くかというプランが立つておるのかどうか。

○稲田政府委員 今日におきましては、御承知のように学校教育法に基きまする文部省令検定規則によりまして、検定を実施いたしておるわけでございます。検定の方法あるいは採択の方法につきましては、今日までの実施の経過にかんがみまして改正すべき諸点が考えられますれば、おそらくそれについて将来考究せられるであらうと存じております。

○渡部委員 次に、存続すべきものの第一条の、学校施設の確保に関する政令であります。これを存続する理由というものは、ここに書いてある点で大体了解されますけれども、これが存在しておるながら、現在至るところで、採取されておる学校がほとんどどつて来ないという事情にあるわけでありまして、政府としてはそういう、現在どこにおいても接収され、あるいはその他の形で学校以外の手に実質的には握られておるような施設に対して、この法律をもつて今後施設の確保のための返還命令というふうなものを出して行く方針であるかどうか。

○稲田政府委員 この法律の適用のありまするのは、国内関係ばかりでありまして、国内関係におきまして、教育施設が目的外に使用せられることを保護しようという趣旨でございます。お話のような点は、別に外国関係において処置せられる性質のものと考えております。

○渡部委員 たとえば豊島の学芸大学附属小学校の問題であります。この問題については、この法律を存続することによつて、返還の法的な基礎とするのかどうかという点は、どうなんですか。

○稲田政府委員 直接に適用と申しますよりは、この法律の精神をもつて、都市計画の実施等の場合において考慮せらるべき性質のものと考えております。

○渡部委員 具体的な今の例の場合には、この法律は適用されるのかどうか。

○稲田政府委員 この法律と別途の目的をもつての法律と、ここに競合する

わけでありまして、この法律をもつて都市計画法を排除するという関係にはならないと思ひます。

○渡部委員 それではこういう法律が存在しても、それが優先的なものとして存在しないということになるのでしょうか。

○稲田政府委員 この法律の精神をもつて、他方の法律の適用をすべき場合に、解釈せられるという程度の性質のものだと考えております。

○竹尾委員長 坂本君。○坂本(泰)委員 ただいまの渡部委員の質問に關連するのですが、この法律と都市計画法との関係の問題です。国内法においては、法律の適用が競合する場合においては、いずれを適用するか。というのは、もちろん具体的な問題に入るわけでありまして、ただいま問題になつております学芸大学の附属の豊島小中学校の問題です。この問題について、ただいま申されました学校の施設の確保に関する政令を適用されたかどうか。そういう措置を、文部省は行われておるかどうか、その点をお尋ねいたします。

○稲田政府委員 この法律の第一条に掲げてあります目的は「学校施設が学校教育の目的以外の目的に使用されることを防止し」と書いてありますけれども、爾後に続きます各条文を読みますと、占有してゐるものに対しては返還を命令するとか、そういうような関係でございます。従つてこの法律の精神とするとこれは、もちろん他の法律を適用する場合に考えられるべきものと考へておりますけれども、直接この法律をもつて、都市計画の実施を排除するということとはできないように解釈

して参つたのであります。

○坂本(泰)委員 文部省が、終戦後いろいろのどさくさはあつたでしようが、難民の救済が何か、そういう意味で使用貸借が何かしてあるような場合、さような場合において、この法律を適用して、それを回収し得るかどうか、またそういう措置を講じておられるかどうか。

○稲田政府委員 お話の例が非常に多かつたのであります。これらの処置につきましては、法律適用以前におきまして、いろいろ当事者と話し、同時にまた、公共団体の理事者におきまして、それらの人々を収容すべき他の施設をつくることに努力いたしまして、円満に解決をはかつたのが大部分であらうと思ひます。

○坂本(泰)委員 進駐軍の目的以外で、学校施設が教育の目的以外に、相当全国にわたつては、使用貸借とかいう問題でやつてゐる場合があると思ひますが、全国的にどれくらいあるか、またそれに対して万全の措置を講じておられるかどうか、その点をお伺いいたします。

○稲田政府委員 終戦後、学校施設を、ただいまお話のような難民収容等に充當いたしました数は、非常に多かつたと思ひます。この法律の適用がありましては、二百件くらいあつたと思ひます。ほとんど目的を達成いたしましたしたが、なお法律を存続する必要があるかと考へて、存続を企画いたしました次第であります。

○坂本(泰)委員 今二百件と言われましたが、まだたくさんあると思ひますが、教育施設が、教育の目的に全然反することに使用されるという場合が、

関出身者と実地出身者から出て参りますし、また大学と高等学校両面から出て参ります。それらの推算によりまして、大学からは百七十名必要だといふ数字が出て参るわけでありまして、さらに過去の実績から見まして、採用人員の八〇%が卒業後商船隊に乗り組むものとしたしすれば、百七十名の需要に對しては、商船大学の採用員数は二百十名になるわけでありまして、さらにこの二百十名が商船隊以外にも参ることを考えますれば、二百四十名程度の養成が必要である。しかるに今日の清水の商船大学の養成は百六十名であります。新たに大学をつくるのであれば、その点から考えまして、最低百二十名程度の定員が必要だと考えております。そういうような需要供給の観点から考えますれば、商船大学設置の必要は認められるように考えております。

第二の、校地校舎が神戸市の地理的状况から見て、懸念があるというお話につきましましては、現にあそこに運輸省所管の海技専門学院の校地校舎がございまして、それを運輸省におきましては、商船大校設置の機会に文部省に移管いたしまして、商船大学の校地校舎に充当することを了承いたしております。従いまして、校地校舎についての危惧はないと考えております。

第三に、神戸市の財政状況についての御質問がございましたが、すでに神戸市及び兵庫県におきましては、商船大学設置に對して、施設費の半額は負担すると、理事者から文部省に申入れがありまゝるので、それに対しまする財政負担はあるものと、私どもは考えております。

○渡部委員 それはわかりました。○竹尾委員 他に御質疑はございませうか。——他に御質疑がないようございまして、次の議題に移ります。

○竹尾委員長 教育行政に関する件を議題といたします。質疑がありますればこれを許します。

○渡部委員 その前にちよつと聞きたいのは、商船大学の問題をきまきりをつけるのかどうかという問題です。

〔もう議題がかわつたのだ〕と呼ぶ者あり

○竹尾委員長 次の議題でございませう。

○渡部委員 御存じのように、十八日に渋谷の駅前で、大臣がその出身校の校長であられた現在の東京大学の教養学部学生の署名運動が行われておりました。現在各大学、高等学校等において、言いかえれば戦争適齡期の年齢の層の学生たちが、全国にわたつて徴兵忌避、再軍備反対という運動をやつてゐるわけでありまして、これは学生全体の気持であり、また戦争に行きたくないといふことも、再軍備反対だといふことも、学生全体の層をおおつてゐるの氣持であり、また精神でもあるわけですが、こういう学生の考え方について、大臣はどういうふうにお考えになつておるか、この点をまずお聞きします。

○天野國務大臣 私は学生の全般的な人情としては、もつともな点もありまゝですが、個々の点については、また問題があるかと思つております。

○渡部委員 人情として問題があるといふことは……。

○天野國務大臣 問題があるとは申しませんが……。

○渡部委員 もつともだとおつしやることは、現在学生たちが再軍備に反対しており、従つてまたこの再軍備を通じて、より切迫せしめられる危険性のある戦争にちよん反対してゐる。従つて再軍備された後における徴兵制度の行われる危険性があるといふこの氣持、この精神、こういう動き、現在の学生の全層をおおつておるやうな、こういう動きに對しては、同感されるという意味でありますか。個々の問題ではありませぬ、これは全国的な一つの傾向であります。

○天野國務大臣 その氣持は、私もよくわかるのでございませう。

○渡部委員 それではそういう学生たちが、その精神を貫くために——しかもその精神といふものは、決して今日軽々しい、そういうものではない、せん、命にかけても、どうしても日本の再軍備、日本が戦争に巻き込まれることを阻止しなければならぬ。またその成長過程において、あの悲惨な戦争を経過した学生たちが、どうしても戦争をやりたいくない、従つて徴兵制というやうなものには絶対反対だ。自分たちが自身で戦争に行くことには絶対に反対だから、これはどんなことがあつても拒否しなければならぬといふこの精神といふものが、全国の学生運動の中心的な動きとなつて今日現われて來てゐるわけなんです。従つて、こういう動きをするといふこの事実について、大臣はそういう動きをすることはいけないことだといふふうにお考えですか。

○天野國務大臣 その氣持はよくわかりますが、動きといつても、いろ／＼な動きがありますから、いけない動きもあると思ひます。

○渡部委員 大臣は、今日一九五〇年代の学生の社会的関心、政治的関心、学生の成長といふものについて、少しも御理解になつておられない。そうではなくて、学生たちが命にかけてもやるという動きは、非常に広汎に起きておる。かりにあなた方がいつも言うやうに、共產黨がその主唱者であるといふことがあつたとしても、学生層の中にそれだけの氣持、精神、動きというものがないならば、それは決して運動としては起きません。しかし、今日全国的にそういう運動が起きてゐるのであつて、これはここに動員されて來る学生の数を見ても、その他地方で動いてゐる学生の数を見ても、御存じでありましようし、そういう動きの先頭に立つてゐる学生たちが、委員選挙等において、全面的な学生の支持を得るといふやうな事実から見ても明白であります。従つて、こういうことは全体的な一つの歴史的な空氣になつておるのでありますから、そういう動き、こういう動きという、そういうものではない、せん、一体としての学生の動きであります。だから、こういう運動の進行ということについては、大臣としてはこれを阻止するような考えが少しもあつてはならない。むしろ、こういうものを健全に、公然と發達、發展せしめて行くといふことにこそ、今日の学生の動きから見て、また将来の日本の歴史的な展望の上から見て、これはぜひとも必要になつて來ると思ひます。その点についての大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○天野國務大臣 私は、ただいまも申しておりますように、若い学生のそういう氣持は、自分によくわかる。けれども、学生のあり方からいつて、目的を達するためにどうすべきかといふことは、簡単に言えないと思つております。

○渡部委員 今日学生が、自分たちの層、自分たちの同僚の中に、全国の学生の中にその意見を高めて行くといふことだけではなしに、学生たちがその目的を達するために、どうしても市民の諸層、婦人層、他の青年層、こういうものに働きかけ、こういうものと一緒になつて闘わなければ目的を達することができないといふことは、これは学生の考えであるだけではなくて、運動上における實際の問題であります。従つて、学生たちが、自分たちの氣持、精神といふやうなものを、ほんとうに日本の国民に理解してもらふためには、そうして戦争と再軍備を阻止するためには、これを世間に訴えなければならぬ。従つて、学生は署名運動なり、演説会なりをもつて、これを世間に訴えるよりほか方法はないのであつて、しかも事態が急であれば急であればならぬといふことは明らかであります。従つて、学生が署名運動なり、演説会なりをもつて、その氣持、その精神を市民に訴えて行くといふやり方についての大臣の考えを聞いておるのであります。

○天野國務大臣 それは、個々の場合でないと、判断できないと思つております。

○渡部委員 私の言つておるのは、決

見解を聞きたいと思ひます。

○天野國務大臣 私は、ただいまも申しておりますように、若い学生のそういう氣持は、自分によくわかる。けれども、学生のあり方からいつて、目的を達するためにどうすべきかといふことは、簡単に言えないと思つております。

○渡部委員 今日学生が、自分たちの層、自分たちの同僚の中に、全国の学生の中にその意見を高めて行くといふことだけではなしに、学生たちがその目的を達するために、どうしても市民の諸層、婦人層、他の青年層、こういうものに働きかけ、こういうものと一緒になつて闘わなければ目的を達することができないといふことは、これは学生の考えであるだけではなくて、運動上における實際の問題であります。従つて、学生たちが、自分たちの氣持、精神といふやうなものを、ほんとうに日本の国民に理解してもらふためには、そうして戦争と再軍備を阻止するためには、これを世間に訴えなければならぬ。従つて、学生は署名運動なり、演説会なりをもつて、これを世間に訴えるよりほか方法はないのであつて、しかも事態が急であれば急であればならぬといふことは明らかであります。従つて、学生が署名運動なり、演説会なりをもつて、その氣持、その精神を市民に訴えて行くといふやり方についての大臣の考えを聞いておるのであります。

○天野國務大臣 それは、個々の場合でないと、判断できないと思つております。

○渡部委員 私の言つておるのは、決

して個々の場合ではありません。こういふふうに一般的に起きている問題を、一般的に解決する方法、このことを聞いておるわけですか。

○天野國務大臣 一般的といつても、行動はいつも個々のでありますから、その個々の場合でないと考えられませんか。

○渡部委員 それでは個々の場合について聞きます。かつてあなたが校長であられた学校の学生たちが、今徴兵忌避、再軍備反対運動に対して最も熱心に、最も純真に活動しております。この教養学部若くは学生たちの純真な、しかも自分たちの立場と日本の将来を思うところの動きに対して、言いかえれば、個々のこころの学生さんの動きについては、どういふふうに考えますか。

○天野國務大臣 一つの行動というものは、いつも純粋だとか、その動機がよいとかいうことだけではきまらないのであつて、いかに純粋であつても、いかに熱心であつても、その行為が適当でないということもあり得ることです。駒場の場合には、警察が届出が不十分だといふのに、それをしたといふので、警察が許可しないものをするといふことは、やはりよくないことだと私は思つております。

○渡部委員 そうではありません。あの教養学部の学生たちは、自分たちの気持ちを市民に訴えたいから、あの駅前広場において演説会を開くことを許してもらいたいといふことを、二回にわたつて、非常に熱心に長時間要請したのであります。ところがこれは許されなかつた。しかしながら、他の再軍備賛成、また徴兵も賛成といふふうな、たとえば清水亘といふふうなファシスト

的な人々には、連日にわたつても――

渋谷の駅前に行つてみるとわかりますが、会場が貸されてゐる。こういう矛盾が行われてゐるのですが、大臣はこれは矛盾だとは思ひになりませんか。不公平とは思ひになりませんか。

○天野國務大臣 教養学部の学部長が私に報告したところによると、学生の届出が不備であつた。だから警察が許可しなかつたのは当然であると、学部長が私に報告しております。

○渡部委員 そうではありません。それは別な問題に進みますが、正當な条件の上で不備でないといふような街頭署名なりが許さるべきものであるといふふうにお考えですか。

○天野國務大臣 それは警察の判断によることだと思つております。

○渡部委員 警察の判断を聞いてゐるのではありません。大臣がどういふふうにお考えであるかといふことを私は問題にしてゐる。

○天野國務大臣 私は、警察が判断して、よくない、許可しないといふものを、無理にやることはよくないといふ考えであります。

○渡部委員 大臣は最近物事を真剣に考えられる性質を失つたことを、私は遺憾に思ふ。現在の学生のあの真剣さを、ごらんない。あつた真剣さをもつてやろうとする学生たちに対して、大臣の今の態度といふものは、私は嘲笑的な態度だと思ふ。そういふものではない。書類の不備といふのはあります。書類の不備といふのであつて、不備を理由にして拒絶するといふことにすぎないのである。

次の問題に移りますが、あの日演説会を開くことについて、どうしても警察が許可しなかつた。それで学生たちは、しやうがないから、自分たちのやり得る形では、署名運動で行くよりは、署名運動をやつたわけではあります。この署名運動も、警察の側では弾圧したのである。これは大臣からおつしやれば学生の持つともな精神、もつともな精神、その気持を、警察は知らせようとする。これを、警察はあらゆる手段をもつて、暴力をもつて弾圧してゐる。このことを意味するわけですか。だから学校行政の上からいへば、こういう警察のやり方について、大臣は十分な関心を持つてやらなければならない。この学校行政上の重要な役割を果すことはできないと思ふ。だから、こういう場合における警察の弾圧について、もしそれが学校行政、学生の動きの正しい発展の上から不当である、むしろそういうことを公然と許した方がよいのだといふふうにお考えならば、当然そういう動きを、大臣及び文部省としては示すべきだと思ふ。だからこそ、私はその点を強くはつきりお聞きしておるわけなんです、あの渋谷における弾圧についてはどういふふうにお考えですか。

○天野國務大臣 私は、警察の処置が私に納得できないといふならば、警察にお話をいたさうと思つておる。けれども、学部長が私に、あの場合は警察の処置があれでよいんだといふお話でありますから、私は別段抗議をいたしません。

○渡部委員 学生が、今後もおそらく市民に訴へるためには、演説会も持つてありましようし、また署名運動もするでありましようが、根本問題として、ああいう広場において再軍備反対には許さず、再軍備賛成には許すといふようなこころの問題については、大臣はどう考えられるのか。この問題は、問題の理解の仕方であつて、従つて問題の考え方であつて、それよりまた教育行政の上からいつても重大な問題である。学生諸君が、もし警察のやつてゐることが不当なんだ、再軍備反対には許さず、再軍備賛成にだけ許しておるのはいけぬといふ学生の気持が高まるならば、学生は、当然不当な制約を排して闘ふことになる。そうすれば、当然学校全体の問題ともなり、文部省関係の問題ともなつて来るのは必然であります。従つて、こういう点については、不公平といふふうには考えられないのかどうか、この点についてはどうですか。

○天野國務大臣 私はこの前にも渡部さんに申しましたが、学生は人を指導する立場にはなくて、指導される立場にある、それが学生のあり方だ。指導する責任を持つてゐる学部長が、あれでよいんだと私に言いますから、私は学生の指導は、学部長を信頼して、学部長にまかせてあるわけでございます。

○竹尾委員長 ただいまの渡部君の御発言中に不穏当な言辭があつたと存じますので、速記録を調査の上委員長にまづ適当にとりかへていただきます。

○渡部委員 学部長が、今後もおそらく市民に訴へるためには、演説会も持つてありましようし、また署名運動もするでありましようが、根本問題として、ああいう広場において再軍備反対には許さず、再軍備賛成には許すといふようなこころの問題については、大臣はどう考えられるのか。この問題は、問題の理解の仕方であつて、従つて問題の考え方であつて、それよりまた教育行政の上からいつても重大な問題である。学生諸君が、もし警察のやつてゐることが不当なんだ、再軍備反対には許さず、再軍備賛成にだけ許しておるのはいけぬといふ学生の気持が高まるならば、学生は、当然不当な制約を排して闘ふことになる。そうすれば、当然学校全体の問題ともなり、文部省関係の問題ともなつて来るのは必然であります。従つて、こういう点については、不公平といふふうには考えられないのかどうか、この点についてはどうですか。

○天野國務大臣 私はこの前にも渡部さんに申しましたが、学生は人を指導する立場にはなくて、指導される立場にある、それが学生のあり方だ。指導する責任を持つてゐる学部長が、あれでよいんだと私に言いますから、私は学生の指導は、学部長を信頼して、学部長にまかせてあるわけでございます。

○竹尾委員長 ただいまの渡部君の御発言中に不穏当な言辭があつたと存じますので、速記録を調査の上委員長にまづ適当にとりかへていただきます。

○渡部委員 学部長が、今後もおそらく市民に訴へるためには、演説会も持つてありましようし、また署名運動もするでありましようが、根本問題として、ああいう広場において再軍備反対には許さず、再軍備賛成には許すといふようなこころの問題については、大臣はどう考えられるのか。この問題は、問題の理解の仕方であつて、従つて問題の考え方であつて、それよりまた教育行政の上からいつても重大な問題である。学生諸君が、もし警察のやつてゐることが不当なんだ、再軍備反対には許さず、再軍備賛成にだけ許しておるのはいけぬといふ学生の気持が高まるならば、学生は、当然不当な制約を排して闘ふことになる。そうすれば、当然学校全体の問題ともなり、文部省関係の問題ともなつて来るのは必然であります。従つて、こういう点については、不公平といふふうには考えられないのかどうか、この点についてはどうですか。

○渡部委員 それでは大臣への質問を、さらに別個のものとして移します。これは二十日に起つた東大における警察侵入問題であります。大学に、しかもあの日は、大学当局が公認したところの集會に警察が侵入して来て、問題の発端となつたのであります。この場合における警察の侵入問題について、大臣はどういふふうにお考えられるのか、この点をまずお聞きいたします。

○天野國務大臣 これは両方に言い分があるように思つております。文部次官通牒といふものの通りに解すれば、大学の言われるところがごもつともでありますし、また警察の言われるところも、私は聞くべきものがあるかと思ひますが、なおよく同方のお考えを聞かないと難々に判断はできないと思つております。

○渡部委員 これは、特に学校の自治の問題についての、根本的な一つの事態となつておるわけでありまして、学校が公認してゐるような集會にさえも警察が入つて来るというふうなことが、現在普通行われ出して来る、その傾向を阻止する考えはないかどうかといふのが、私は根本の問題だと思ふので、この点についてお聞きいたします。

○天野國務大臣 文部次官通牒は、どこまでも維持する考えであります。

○渡部委員 そうすると、今度の警官の侵入問題を契機として起つた紛争問題の責任は、警察の側にあるといふふうにお考えになるわけでありませんか。

○天野國務大臣 ただいま申しましたように、今度のようなことの具体的な

事情は、まだつまびらかにしておりませんから、警察の側に責任があるとか、どこにあるとかいうことは、私は申しかねます。

○渡部委員 具体的にしておらないから答へられないというのは、当局の答え方のある形であります。しかしながら、すでに大臣は矢内原総長にも会われたという新聞記事が出ており、矢内原総長の言明は、すでに即日に東京新聞等にことに詳しく出ております。総長は、あれは明らかに警察の不当な侵入であるという考えを持っており、またその後私が学校当局に行つて、学生課長に会つて確かめたところによつても、明らかに警察の不当な態度であるので、あの東京新聞に矢内原総長が対話的に發表された意見の線を、大学は断固として守つて行くつもりだと言われまして、大学としてはそういう方針をとるもののように私は考えるわけでありまして、従つて矢内原総長に会われたときの情勢からいつて、大臣はどういうふうに判断されるのかどうか。

○天野國務大臣 矢内原総長にお会いいたしましたして、私は、どこまでも次官通牒の線は、これを守つて行くということをお願いしたわけでありまして、けれども、今度のこの具体的な詳しいことは、私はまだ警視總監にも会つておりませんし、十分知りませんので、それを軽々にどつちかに責任があるとかいうようなことは、私は申しかねるのでございます。

○渡部委員 これは、他の地方にも同様な問題が起きておるわけでありまして、名古屋大学では、学生が授業料値上げ反対運動をやつておつたときに、

やはり同様の問題があります。この場合に、特殊の問題というのは、M Pが来て空砲を發射しておどかしただけでなく、その場に逮捕した学生を、ピストルでなぐりつけておるというようなことまで、はつきり今日報道されておるわけでありまして、学内における自治というものの、あるいは警察その他の者が学校に侵入して来て、学内の動きに対して制圧を加えて行くという、こういう一般的な傾向があるものであつて、この一般的な傾向をどういうふうにしたならば阻止できるかという点に、私は根本問題だと思ふが、大臣はこの点についてどういうふうな態度をとられるか。また明らかに、名古屋大学の、外国の軍人が入つて来て、学生の授業料値上げ反対運動を、暴力的に弾圧しようとしたというような事態が明らかになつた場合に、これに對してどういうふうな処置を文部大臣としてとられるつもりであるか、この点を聞きます。

○天野國務大臣 渡部さんが御心配になる以上に、私は今の日本の学生の不安状態を心配いたしております。これをどうしたらよいかということとは、非常にむずかしいことだと思つております。名古屋大学のこととはまだ詳細に聞いておりませんから、何とも申しかねます。

○渡部委員 それでは、聞いておられないというのでありますから、それを詳細に調べられた上に、こういう問題について、文部大臣としては、今後の学園の自由をほんとうに守り、大学の自治をほんとうに確立して行くという決意を持たれるならば、これに對する当然の処置をとられるはずであり、その

の処置をとられた結果について、あるいはとられようとする過程について、は、次の委員会まで私は質問を保留します。

次に、法務関係についてお聞きしますが、法務府としましては、東大における警察官の不法侵入問題について、どういうふうにお考えになりますか。

○草鹿政府委員 法務府の立場といたしましては、あの会に入りました巡査に對する暴行事件として、学生一名について暴行行為等処罰に関する法律違反被疑事件として逮捕いたしました。なお、他の一名に對して逮捕状が出たと思ひますが、これはまだ未逮捕であります。

○渡部委員 警察側と学校側、学生側との一つの争点は、あの集會が公開された集會だから、公開された形において入つたのだという点にあつたわけでありまして、学校側は、私、学生課長に會つて事情をたしたら、そういうことじやないかということ、はつきり言明しておりますが、法務府が受けた報告は、どういふふうになつておりますか。

○草鹿政府委員 私の聞いております報告によると、一般公開の會に、切符を買つて入つたのだということでありまして、

○渡部委員 学校側の責任ある言明によりまして、学生側の多くが調査したところによりまして、これは学生と職員だけの會合である。しかも学校が公認した會合であり、それで警察が入つて来ることは不当であるというばかりでなく、学校当局がいかに不当と考へておつたかということ、あそこに警官が不法侵入したというので、

問題になつて、會の終了後に警官が学生の前にひつぱり出された。そこで学生たちが、不法侵入を追究しておつたときに、それを認めざるを得なくなつてこれを認めた。そこで斯波厚生部長が、学生の要請に応じて、不法侵入したというのを書いて、これに署名したというのを書いて、これに署名したというのを書いて、責任ある厚生部長が警察に對して要求しておるのです。もう一つ、あなたの受けられて

いる警察側の報道が間違つておるといふ事實は、その後スバイと見るべきものは相當上級官です。これが私服でうろろしてそこにやつて来た。そこでまた学生諸君がこれをつかまえて、どうして来たかたまたしたところが、初めは単なる通行人だというように言つておつた。しかしながら、追究されて後

に、その上級の警察官が、実は部下の歸つて来るのがあまり遅かつたので、不安に思つて来てみたんだ、こういうことを言つておる。この事實は——明らかに本富士署だと思ふのですが、本富士署の上級官の命を受けてそこにやつて来たかということ、裏づけることになるわけですが、問題の争点はここにあるのであつて、この点についてどう判断するか、あの侵入が不法であつたかどうかという点の、一つの理解となるわけですが、この点についてどういふふうにお考えですか。

○草鹿政府委員 私が申し上げました報告は、おそらくこれは私の想像になつてますが、所轄警察から檢察庁への報告を、われ／＼の方へ一応報告して来たのだらうと思ひます。これは先ほど申し上げました通り、現在檢察庁の關係といたしましては、一人の逮捕した

しました学生に對して、暴力行為等処罰に関する法律違反被疑事件として捜査をやつておりますもので、この事件をやつて行きます過程におきまして、この事件の發生の原因となつた集會の關係、あるいは警察官がどういふ理由で入つたかといつたような点は、當然捜査がなされるものと思ひますので、これらの捜査が完了いたしました上で、檢察庁としての詳細な事實が判明すると思つております。

○渡部委員 この争点も、最終的には、やはり警察の不法侵入の一つのモメントとして、根本的に重要だと思ひますので、今私の質問した点を、法務府としてただちに本富士署に聞き合せて、その事實であるかどうかを確かめられた。本富士署の言うことが、私の言うことに相違しているならば、本富士署でおそらくその言つておることを考へられるので、こういう点は学生及び学校当局についても確かめた上、問題を明らかにしてほしい。

次に……

○竹尾委員長 渡部君に御注意申し上げます。時間がかうございせん。あなたにはたくさん時間を与えてありますので、なるべく簡単にお願ひします。

○渡部委員 警察があつた場に侵入して行つたということは、今言つた点からだけ見ても、明らかに計画的な行動であつたと、われ／＼確認できると思ひます。普通の常識を持つ者ならば、確認できると思ひます。これは偶然に起つたことではなくして、本富士署としては、長期にわたり、連続的にこのような内偵をやつておる。たとえば、進歩的な教授の名前を全部調べて、その身分調

査をやつておる。また学生たちのあらゆる団体、すべての団体の主要メンバー、そしてその動き、そういうものを全部調べ上げている。さらに学生たちの身元調査をいろいろな形でやつておる。その中でなく、学生諸君の活動的な人たちの尾行をやつて、どこそこをば屋で、そばをばい食べて、どういふ話をしたというようなことまでも、彼らは調査を進めておられます。こういうことが長期連続的に行われてゐるのであつて、二十日の晩のあの問題は、偶然ではなくて、こういう連続的なスパイ行為の一環として行われてゐるわけでありませう。法務府といたしましては、このようなやり方を正しいと考へて、それをやるべきであるというふうな指令を出してゐるのかどうか、この点を聞きます。

○草鹿政府委員 法務府としましては、本富士警察署にそういう指令は出しておりませんし、また出すべき権限もございません。

○竹尾委員長 ちよつと御注意申し上げます。もう時間がございませぬ。今文部大臣は、外務委員会に出席を要求されておられます。ところが、公平と平等を日ごろ主張されてゐるあなたが時問を独占されるというところは、これは許されないので、簡単にお願いいたします。この一問だけしか許しません。一問だけ許します。

○渡部委員 十時から始められたら、どういふことはなかつた。これは自由党の……

○竹尾委員長 一問だけ許します。それ以上は許しません。

○渡部委員 それはけしからぬ。一問だけ許して、それ以上許さぬといふこと

とは、けしからぬ。——それでこのことは法務府に聞くのであるが、このようないスパイ行為が東大で行われてゐるという事実、これを基礎にして考へれば、われわれはすべての主要学校において、今日スパイ行為が連続的に行われてゐるというふうな考へざるを得ないわけでありませう。この証拠は、他の学校にもあるものであつて、このようなスパイ行為が行われてゐるということ、これは明らかに憲法違反であり、断じて許すことのできないものであるのにもかかわらず、各警察がこのやうな問題を引起したわけでありませう。だから憲法違反であるこの連続的な長期にわたるスパイ行為を、法務府としては禁止すべきであると私は考へるが、この点についてはどう考へるか。第一は、これが憲法違反であるというところ、従つてこれは、檢察關係の総元締めである法務府としては、これを取締らなければならぬという問題が第二。

それから第三の問題としては、福井君という二年の学生が検査されておりますが、そのときにも警察側として、不当にあそこを侵入して行つて、福井君がやつたかやらないかは、全然別個の問題として、従来スパイをやつて来たそのスパイがそこへ来て、顔見知りの者を、どれでもいいからつかまへようとした。たま／＼防衛力が福井君に集中されていなかつたために、福井君がつかまつたにすぎない。しかも、そのつかまへるときに警察側で徹底的な暴力を振つておる。福井君は前歯をかがれており、血だるまにされておる。こういう現実の暴力行為に對し

て、法務府としてはどういふ処置をとられるか、これが第三の問題。

第四の問題は、学生たちが、自分たちの同僚が留置されておるの面会に行つたが、これを許さない。なぜ許さないか。許さない権限があるのかどうか、これが第四。

第五の問題は、福井君が、警察の暴力によつて血だるまにされた。警察は、これに對して何らの処置も加へていない。学生諸君は、これを医院に連れて行きたいから、あるいは医院に送るべきだと主張したにもかかわらず、断じて許さない。それを許すかどうかは、たといけがをしておつたとしても、自分が必要なしと判断すれば医者を入れたい、というような暴言まで、警察署長が吐いておる。警察署長のごときが、病人なり、けがの状態を判断する力を持つていないことは明瞭である。明瞭であるにもかかわらず、警察署長が、けがの診断をさせないというやうな、暴虐きわまるファシスト的なやり方を今日やつてゐるわけでありませう。こういう警官に對して、法務府はどういふふうに考へられるか、これが第五の問題であります。

○草鹿政府委員 警察側がどういふことをやつてゐるかというところにつきましては、われわれもよくわかりませんが、これはどういふ目的で、いかなることをやつてゐるかという具体的な事実によつて判断されるべきものであると思ひます。

第三問、第四問、第五問につきましても、この問のときの具体的な事実を捜査いたしましたので、その捜査の結果、犯罪のある場合には、それ相當の処置をとらざるを得ないと思ひます。いづれにいたしましても、この間の問題につきましましては、目下捜査中でございますので、具体的な事実が判明いたしましたら、何とも申し上げることはできませんと思ひます。

○渡部委員 私はまだ問題があるのので、保留しておきます。

○竹尾委員長 文部大臣は、ただいま外務委員会に出席を要求されておりますので、非常に急いでおります。そこで質疑の通告者がまだ三名残つておりますが、文部大臣に對して質疑をされる方は、ごく簡単にお願いいたします。浦口鉄男君。

○浦口委員 東大事件に關連いたしました、簡単に二、三大臣にお尋ねしておきます。

学生といふものは、指導される立場であり、未完成なものであるというところは、大臣もいづれもおつしやつておるとは、私もその点は承知いたします。ただあの問題は、いろいろな角度から見ても行かなければならぬので、非常にむずかしい問題だと思ひますが、時間がございませぬから簡単に伺ひます。同じ学生であつても、最高学府の学生がああいう態度をもつてあの問題を扱つたということが、非常に問題だと思ふ。学園の自由、思想の自由は、一応肯定いたすことを前提としても、そこに遺憾の点がある。警察官は、少くとも大学生よりも、学園その他において低い立場にある点からいつても、たいへん遺憾に思ふわけでありませう。ただ、世間では、あつた実力行動というか、暴力に出たのは、共産黨の指導によるものである、学生のそのときの氣持とか、若い人の氣持が、たまた

まそう表現されたのではなく、一貫して共産黨の指導に基いて、あつた暴力がなされたのだから、これは大学生の教養、知性の問題とは別だといふ断定が、相當に強いのですが、大臣は、その点について、どういふふうにお考へになつておられますか。

○天野國務大臣 私はその点は、どうも簡単に断定いたしかねると思ひます。

○浦口委員 今、学内の細胞というふうなものはないと聞いております。しかし、今度の事件、あるいは名古屋その他で類似の事件が續発してゐるわけですが、少くともそうした暴力行為、実力行為における指導的立場にある学生は、従来細胞であつたとか、あるいはそれに同調しておる者であるとか、そういう人方が主になつてゐるかどうか。その点、文部省はどういふふうにお考へられますか。

○天野國務大臣 ただいまの点については、まだ私ここで責任を持つて申し上げるだけの結論に到達いたしておりません。

○浦口委員 あの事件に出て来た警察官は、われ／＼の聞くところでは、日ごろから私服で大学構内に入出入りをしてゐるやうな言葉が適當かどうかはわかりませんが、いろいろ学生の行動、教授の行動をスパイしてゐたと聞いておるわけでありませう。それがたま／＼あの劇団の公演に際して、非常に感情的に激昂したと聞いておるのであります。これは非常に考へなければならぬ問題だと思ふ。警察官と國民の關係は、非常に好ましくないものであります。私、若いときから政治運動をや

てゐるが、そのときから政治運動をや

てゐるが、そのときから政治運動をや

つているのですが、警察官が臨監すると、非常に精神的な圧迫を感じる。また若ければ若いだけに、そこに非常な反発を感じる。こういうことは、われわれはいいとは思っておりません。しかし、そこにはやはり警察官の人格とか、警察制度そのものに對して非常の不備がある。人間においても遺憾点のある人が、警察官をやつておるといふふなことに、原因もあるものであります。少くとも、そういうスベールの行動と申しますか、そうした現象を学生が見たときには、やはり感情的に非常に高揚すると申しますか、感情的に激発して来て、そうした実行行動に出やすいという若い人の気持は、私はある程度否定できないと思う。これが必ずしも共産党の指導であるというこゝでないという今の文部大臣の答弁であります。そういう共産党の細胞というものは別にいたしましても、若い人の気持に對して、警察が目ごろそういう態度で学生を見て行くということ、は、文部当局として学生の指導の立場に立たれる、また学者としての大臣は、どういふふうにお考えになつておられますか。

○天野國務大臣 私、若い者がそういうときに激昂をするということは、自然なことだろと思つております。またその際、警察の方に不適当なことがあるならば、いつでも抗議をしようと思つておられますけれども、まだ事実を明らかにしておりませんから、今輕にどちらに責任があるか、そういうことを私はここで述べたくない。

○浦口委員 これは学校当局にお聞きすることかと思うのですが、一応大臣にお聞きしておきたいと思ひます。それはこの前の京都帝大事件について、私は服部学長がこゝへ見えられたときに、学生に対する学校側の指導について質問して、たいへん失望したのであります。ということは、大学の自由というものは、大臣もいつもおつしやつていられるように、学問の自由であるというふうには、われわれが解釈していいと思うのであります。現在の大学の教授その他が、大学の状態をして、学問や研究に、はたしてふさわしい空氣というものを、はたして出すことに、最大の努力と責任を感じているかどうかという点で、私は非常に学校当局側に疑いを持つております。政治家といふものの要素は、熱情と見通しと責任だといふふなことを、だれかが言つておられますが、私は、学者もやはり、学生の氣持をよく考え、時勢の動き、見通しといふものに立つて、熱情と責任を持つて学生を指導するといふ点が、非常に私は欠けていると思う。そういう点で大臣は、現在の、とりわけ国立大学の教授陣と申しますか、指導者の立場にある人たちの一連の空氣を、どういふふうにお考えになつておられますか、それをお聞きしたいと思ひます。

○天野國務大臣 大学の自由ということとは、狭く言えば、研究の自由でございませうけれども、やはり学生を指導する自由といふものもあるわけだと思ひます。それから、その範圍といふことは、よほどむづかしいと思つております。ただ大学の教授諸君は、研究者であると同時に、教育者でもあるのですから、そういう自覺を持つて学生を指導していただきたいと、日ごろお願いをしておるわけです。けれども、一万にも上るような学生が大学におるのですから、それを指導して行くということ、これは容易ならざることである、非常にむづかしいと、私も二十年近くその職におつて、体験いたして参つたわけでありまして、非常にむづかしいと思つております。けれども、私は大学の教授諸君に、單なる研究者でなくして、教育者なんだからして、そういう点について、十分努力をしていただきたいといふことを、日ごろからお願ひしているわけでございます。

○浦口委員 そこで最後に――いろいろお聞きしたいことがありますが、時間がないのでありますから、簡単に尋ねたいと思ひます。それは学問の自由と大学における自治。学問の自由は、今までのお話は、理論としてわかるわけでありまして、事実となりまして、これは大学の實態になる。事実上のあり方になつて来るわけでありまして、しかも大学は、決して社会から全然かけ離れた雲の上の存在ではなく、やはり社会の一角を構成しているわけでありまして、その学問の自由と大学の自治――しかも大学は決して治外法権であるとも考えられないと思ひます。が、そういう具体的な結びつきについて、大臣としてはどういふふうな信念を持つておられますか、それをお聞きしておきます。

○天野國務大臣 これは非常にむづかしいことだと思ひます。第一大学の自治とは、ドイツの大学がヨーロッパでも古い部類に属しては、そこで伝統的に言つておることは、いつでも研究、教授の自由、学習の自由です。大学生になれば、どの学科を選んでもいい、こういうことをドイツでは言つておるのです。けれども、だん／＼今の日本のような事情になつて来ますと、それを守るためには、やはり大学が自分で治めるといふ点が必要になつて来たわけですから、そういうような成立から、中心は、どこまでも研究、教授の自由なんですけれども、それを維持するためには、やはり實態の方もあつて、今まで自分でやるという点がないとやりにくいといふことが、もとなつて来ておると思つております。けれども、一体どこが限界かといふことになりまして、これは非常にむづかしくて、簡単にここだといふふうには言ふことは、できないように思つております。

○竹尾委員 次に若林義孝君。いたしたいと思ひます。一点は、行政機構の改革に關して、文部省に關する事柄であります。一点は、相當に今問題になつております給与の基準についての問題、この二点を伺いたいと思ひます。

行政機構の改革は、おそらくあいう案が発表されておるわけでありまして、相當進んでおると思ひますが、文部省に關する機構については、どういふふうになつておるか、おさしつかえない限り伺いたいと思ひます。

それに關連しまして、文化財保護委員会というふうな機構も、やはり改革の對象になると考へるのではありませんが、この文化財保護委員会というものは、議員立法で、相當委員会なんかの整理を必要とするという声のある中で生れ出たものであります。特にその動機となつたのは、千三百年の歴史を有するところの法隆寺の国宝が烏有に歸するやうなできごとが起つたということが、その必要性を感じしめたわけでありまして、のどもと過れば熱さを忘るというわけで、世間一般は、金閣寺が焼けたとき、それ見たかといふやうなことはなつたのですが、もう時日がたつて從つて、忘れて行くわけでありまして、われわれがいたしましては、ああいうやうな方の一のことがないやうにといふ意味で、この文化財保護委員会といふものをつくつたわけでありまして、あれこそ、政府の意図もあつたでしようけれども、民主主義的な精神に基いて、文化財はわれわれ國民の手によつて保護して行かなければならぬといふ氣持が盛り上つてきたことだと思ふのであります。これは一般行政機構の整理と同じやうな對象として取扱うべきでない、われわれは考へておるのであります。おそらく行政機構改革にあたつて、文部大臣の意向も相當反映されると思ふのであります。が、教育自体といふもの、私はそれと同じやうに、普通一般の行政とは違つた行き方であつて行くということ、で、前国会における人員整理のことについても、特別の扱いを受けたわけでありまして、この点は、まずお氣持はわかつておるのであります。が、今度の根本的な機構改革に際して、おそろく教育關係の人員だけは、その對象とはなるまいと思ふのであります。それと同様に、國民の手によつて守らうという氣持が盛り上つてきました。この文化財保護委員会という機構は、より以上拡充すべきものであると思ふのであります。この点、大臣の御決意と機構改革に際しての文部委員会への風当たりといひますか、影響といひます

○天野國務大臣　　ただいまおつしやいましたことは、私はすべてごもつともだと思つております。そういう線に沿うて私どももやつて行きたいという考へでございます。もし詳しいことが必要でしたら、事務當局からお答えいたさせます。

○若林委員 贅言を用いませんが、今日特別に御考慮願つております教職員^のの給与基準についても、当委員会とい^はたしましては、高教組側の要求する意見^を、また旧教組側の要求する意見等^を、当委員会において聴取したのであります、われ／＼といしましての考えは、あくまでも教育界内部の問題であるから、円満にこれが国会で、すべてのものが百パーセント満足はしなくても、大体教育を尊重し、教育に関係する者を特別に優遇して行くという気持ちの盛り上つた給与基準の出されて来ることを、心から祈つておる次第なのであります、現在の段階におきまします文部当局としての御見解を承りたい。

○天野國務大臣　これは御承知のうに、前々から教育者の人員というものを考へて参りまして、このたがも教育者の別表というものを考へておるわけでございます。それについて基準をお尋ねかと思いますが、私どもは、學歴とか、また勤続年限、資格というよりなものを主にする。しかし、勤めるところが大学であるか、あるいは高等学校であるかというようなことも考慮に入れて考へて行きたいと思つております。

なっておりますので、お尋ねしておきます。この前の委員会において、若林委員から荻野事務官ですかにお尋ねをしておりますが、この際私結論的に一つお尋ねしておきたいと思います。宗教審議会の委員が決定したのであります。この委員は非常に重要な任務が

あることは、われ／＼この立法に参加したものとて、よく承知しております。そこで各宗派から、この委員の任命にいろ／＼意見が出た。と申しますよりも、反対意見も相当出ておるといふことは、すでにお聞きだと思ひます。そこで私は、時間がないから、こういう反対意見が出ておる、ああいう反対意見が出ておるといふことは、この際省きたいと思ひますが、こういう委員の任命が、各宗派、各教団を網羅して非常に公平にやるといふことは、なかなかむづかしいと思ひます。このことはわれ／＼も承知しております。文相大臣も、あまり氣を使つて、公平にやればやるほど、反対が出て困つたといふ

うことも、われ／＼もまた承知しております。ただここでお尋ねしておきたいことは、各宗派の反対意見をいらしめる聞きますと、必ずしもその委員の制当の数に対して問題があるというよりよくなことでなしに、この委員の任命させる事務的な経過において、納得が行かない点があるということが言われてゐるのであります。一、二の例を申し上げますと、選挙の方法が、個人に諮問したものと、あるいは教団に諮問したものと、また教団から四人を推薦をした

○篠原説明員 実は宗教法人審議会委員の選任につきまして、お話のように、多少意見のあつたのを聞いております。これは、ある宗教の一部の意見であります。かつその選任の場合におきますわれ／＼の態度といたしましては、御承知のように神社関係、あるいは神道教派関係、あるいは仏教関係、

あるいはキリスト教関係その他いろいろの宗教団体がございます。その間にその宗教団体の伝統なり性格なり、こういうものがおの／＼異なつておるのであります。しかも現実のわれ／＼の行政事務の対象として、先ほどどなたかの委員からも発言がありましたように、この二、三年の間に、七百二十の教団を文部省では認証しなければならぬ緊迫した事情があるのであります。なういうやばり一般的な宗教界の雰囲気、あるいは情勢というものを、一

○浦口委員　かたく信じられておるなら、それ以上追究しませんが、具体的な問題を一つ二つお尋ねしておきます。あの選挙方法が、絶対正しかつた、何も反省するところがないといふ確信は承りましたから、あとはあまりこまかいことは述べません。ただ問題としては、この代表を各宗団の構成員

の勢に比例して出したのかどうか、そのことをひとつ伺いたい。

○篠原説明員 実は先ほど申ししますように、宗教団体は非常に多数ございます。かつまた、委員の数は十五名以内ということに限定されております。従つて、実質的な行政から、ここ数年の間、特に一、二年の間に認証事務を終らなければならぬという角度から、これら七百余教団の実情、あるいは宗教団体のあり方などを検討いたしました。おのずからそこに宗教別な大

○若林委員 関連事項で——一応課長の説明を了承はいたしますけれども、あの選挙の全体を支配しておる空氣において、われ／＼承服したいところのあることを一言申し加えておきたい。あの法案における審議会の地位というものは、あくまでも文部大臣の諮

問機関ではあります。しかしながら、あれはあくまでも民主的な宗教の自由と平等とを保つ意味における審議会であらうと、私たちは考えておりまして、在来の官僚的の空気を一掃して、文部大臣の諮問機関ではあるけれども、実体は宗教団体のいわゆる連合体の一つの機関であるがごとき性質を持つておるといふことは、あの法案審議のときに明確にいたしておいたのであります。そういう意味からして、今午のかくのごとき選挙に關しこの論議があとからかもし出されたということに、手落ちがあつた。こういうようぢやないかと、私は考えますので、大体手落ちなくやられた努力は認めるのでありますけれども、結果においては、そういう遺憾なことがあつたということ、そして、われを民主的な宗教団体の連合会の、いわゆる一つの機関のごときものの方

大臣の直接の審議機関であるがごとく、冷たい存在のような結果になつたのは遺憾に思う。この意思を表明しておきたい。答弁はよろしうございませう。

○浦口委員　そこで具体的な問題を一つ、二つお尋ねしておきます。神社神道のあり方は、これはいろいろ問題があるのではありませんが、それは今時間がありませんから、るる述べませんが、神社神道の代表者が、どうも少し少いように考えられる。その原因は、神社は認証に手数がいらぬ、簡単に認証ができるから代表者が少くてもいい。審議会の最大の目的は認証であるという意見も、一部にあつたさうであります。審議会の目的は、決して認証だけが問題でなく、非常に将来大きな事柄がたくさんあると思ふのであります。そうした認証にあつた神社の数は手数がからぬから数を少くしたのか、あるいは神社そのものに對しては、占領軍當局が占領後いろいろ批判をしていたので、そうしたことに気がねをして代表を少くしたのではないかと、いふふうな疑義を持つのであります。その点をひとつ御答弁を願ひたい。

それから神社神道の代表として選ばれたと、われ／＼考へております折口信夫博士が、選考の過程において、いろいろ疑義を持つて委員の就任を拒絶された。それに対して、あくまでも引受方を懇請しているというのを聞いておりますが、そういう事実があるかどうか。また就任を拒絶した場合に、宗務課長としては、どういう態度をとる方針でおられるか、これが第二。

第三は、認証の事務の進め方について、どうも官僚統制のにおいが非常に強いという意見が、いろいろ出ております。われ／＼は、各宗派の意見をそのまま聞くものではありませんが、この問題は、宗教法人法審議のときにも、宗教に對して官僚統制の面が強く出ないことを極力要望して、われ／＼はこれに賛成したと思つておりますので、そういう事実が具体的にあるかどうか。まずそうしたことに對する宗務課長の今後の考え方を聞いておきたい。この三つをお聞きしておきます。

○篠原説明員　第一問の、このたび委員になつた神社系の数並びにその数についてはいわゆる関係方面の事情等につきましても、御承知のように神社関係に属するところの神社が、その数において八万以上に達しておる。従つて、宗教界における宗教法人としての数は、非常に歴大であります。しかし、その神社数は、他の宗教団体に比べて比較的少い。それから神社本庁という、いわゆる包括的な宗教法人——神社の大半を包括しておるところの神社本庁の規則を、われ／＼の方に認証申請に參つております。この神社本庁の規則を認証するということが、自體が、すでに一応の神社界に對する安心感を付与するものである、こういうふうには考慮した。そういう角度から数あるいは神社の規則、そういうものを全部考慮いたしまして、その上で委員の任命につきましても、十分改良したわけでありませう。御承知のように、宗教団体であるやいなやということに、宗教法人審議会の主眼点がある、従つて、神社が、法定されておりますように宗教団体であるというふうに確定しておるのです。従つて既存の神社関係を包

括しているところの神社本庁の規則というものを認証する段階に達しております。しかも個々の神社の規則につきましても、その神社本庁の規則の内容として、その発展として考えられる性質のものである。従つて神社本庁の組織というものを考へて、神社本庁がわが国における宗教団体の最も大きな組織を持つた組織的、一体的な存在である。そこで他の仏教諸関係等と比較いたします場合に、その規則の認証に於いては、その不安感を、われ／＼としては、なくさせたいという角度から、認証事務を処理している関係もありません。すでに認証を得ておるわけでありませう。そういうふうな実質的な関係から考へて、その数を限定したわけでありませう。

それから関係方面との関係、これは全然ありません。特に私は神社関係といたしましては、神社の信仰が民族的信仰として、日本の宗教の諸般の基礎をなして發展して来たこの事実に對しては、文部省は、過去も現在も将来も、これは当然尊敬する立場にありませう。この点は将来ともに変更はないつもりであります。

それから第二の、某委員の拒否をした場合における処置——もつとも某委員につきましても、お話のようにそういう経過もございませう。まさにその通りであります。しかしながら、われわれといたしましては、一旦任命された以上は、學者であり、神社界の基礎関係から推薦されている関係もありまして、十分その推薦を尊重し、かつまた學者を尊重して参りたい。たまたまその某委員が入院している関係もありまして、私、直接にお会いする機会を得ませんけれども、今もつてその発令通りに進みたい、こういうふうな考へております。かつまた、それが絶対的にいふゆる折合いがつかないという場合に、神社本庁の當局者と十分打合せ——十分と言つては語弊がありませうけれども、すでに打合せをしておるような実情であります。将来とも、そういう方面につきましても、慎重に進めて参りたい、こう考へております。

それから最後の認証手続であります。先ほど申しますように、七百二十以上の教団がありますが、現在約八十にわたる宗教法人の認証申請が参つております。そのうち七つ、八つ認証済みであります。御承知のように、宗教法人法は、もつぱら世俗の面と申しまさか、財産の面に関する規定というものを予想してあります。ところが、宗教団体側の方では、往々にして宗教面の規定を挿入して参ります。従つて、われ／＼の實際の業務の上に認証権がないものを規定してあります。従つて、内閣の場合にいろいろ御注意申し上げます。それで、あるいはある一部の宗教団体が、何か内閣の場合に規程を変更させられるということにつきましても、不安感を持つておるのじやないか。しかし、實際われ／＼の部屋に参りまして、いろいろお話を聞いておると、非常に喜んでおる実情であります。一部の人たちが、あるいはそういうことを申しておるかもしれませんが、少くとも認証申請をして参つた各教団につきましても、非常に安心しなげな手続をなしておる状況であります。

あるいはわれ／＼の仄聞するところによれば、事務になれないところの地方庁の関係から、多少そういう向きのものであるのではないかと考へておる次第であります。

○竹尾委員長　次に坂本泰良君。

○坂本(泰)委員　実は質問の順序に手違いがあつて、文部大臣に質問できなかったのですが、私質問の前に、提案したいと思ふのであります。それは、明日もう一回委員会を開いていただきまして、渋谷の事件の問題、それから東大の問題、なお漢文の問題もあるわけでありませうが、本日大臣の答弁を聞きまして、渋谷の問題について、教養学部長から、手続の点について不備があつたというのを聞いていただけだから、判断はわからない。ところが、實際上は、渋谷の広場においては再軍備賛成、軍備拡張演説をやらせて、再軍備反対のは許さない。われわれは、この全国的な再軍備反対の運動に對しては、もちろんある一部の煽動といふことも認めないわけではないのであります。これはやはり直接の関係のある大学生にとつては、中心の問題でありまして、現在の憲法からいひまして、この軍備反対については、これこそ先に許さなければならぬ問題であるのであります。なお東大の問題につきましても、法務府から見えておりますが、あまり詳しい報告も受けておられないのであります。なおわれ／＼が一番関心を持つのは、入場料を払つて警官が入つたと申しませう。それから、昼間職務期間中に、入場料を払つて何しに行つたのか、三名の警官は、何の職務で行つたのか。あるいは休暇をもらつて遊びに行つたの

か、そういう点がまことに不明瞭であります。この大学の自治の問題、学問の自由の問題というものは、これは私も始終申し上げておきたいように、現段階においては、まことに重要な問題であります。学徒動員などという、真に学問の研究の自由が奪われたから、あの第二次戦争のような悲惨な状態に陥つた。これはわれ／＼がまだ十年もたたない経験に明らかでなものであります。当時われ／＼も学生でありました。相当警官が私服で大学内に入つて、非常な忌むべき行為をやつて弾圧をした。学問の自由が侵された。われわれは身をもつて経験をした。この問題につきましては、その真相を究明いたしまして、われ／＼日本の独立のために万全を期さなければならぬ、かように存するであります。従つて、単に法務府の刑政長官、あるいは文部大臣だけでは、この問題の真相の把握はできないと思う。かように存じますから、ぜひ明日委員会を開いていただきまして、その真相を確かめる上から、警視總監、本富士署長、渋谷署長、教養学部長、東大の学長、これらの人々を参考人に呼びまして、この委員会での真相を究明しまして、教育行政の根本を確立しなければならぬ、かように存するのであります。従つて私は、本日はこの提案をぜひいれていただくということを前提にいたしまして、質問はやめることにいたしたいと思ひます。

○竹尾委員長 坂本君に申し上げます。理事諸君とよく御相談いたしましてお答えいたします。

渡部君にはもう許さないということ

を申し上げたんですが、特に同君の懇請によりまして、一問だけ許します。

○渡部委員 先ほど草鹿長官への質問に対しては、何もかも事情がわからないうので、お答えにならないか。その事情を明らかにするために、実は坂本君とも相談し、皆さんの御同意を得て明日質問したいと思うが、しかし事情はわからなくても、はつきりしている問題は、現在至るところでスパイ行為、特高警察的な行為がやられておる。ことに東大においては、明らかに実証されるものがあるのであります。が、こういうスパイ行為は憲法違反ではないか。これはお答えになることができるはずだと思うので、この点が第一。

第二は、警察が最近至るところで積極的な暴力を振つており、本富士署のごときも同様であります。こういう暴力行為をどういうふうにして取締るかという問題が第二。

第三の問題は、事態が明らかになつた後は、本富士署のスパイをした巡査、それから暴行を加えた巡査、さらに病人を不当監禁している人権蹂躪の署長自体が明らかになつた上は、そういう問題についてはどういう処置をとられるかであるか、この三点をお聞きしたい。

○草鹿政府委員 スパイ行為についてでございますが、一概にスパイ行為といわれておりますが、これはどういう行為をやつておるか、内容によりまして違つて来ると思ひます。従つて具体的な事実によりまして、それ／＼違つて来るものだと思います。

その次の問題も、これは警察官が、かりにそういうような暴力を振うと

いう行き過ぎがあります場合の直接の監督責任者——これはもう私から申すまでもありませんが、法務府といたしましては、そういうような場合に、そこに犯罪があります場合は、これを捜査して起訴するなり適当な処置をとつて行く、こういうことになります。

○渡部委員 ありそうな場合は、捜査しますか。

○草鹿政府委員 被疑事実がございまして、もちろん捜査をいたします。

○渡部委員 本富士署の場合は捜査しますか。

○草鹿政府委員 もし被疑事実があれば、検察庁は捜査をいたします。

最後の御質問の点は、これは私から申し上げるまでもないと思ひますが、本富士署の場合に限りません、捜査いたしました結果、もしそこにいわゆる瀆職罪、暴行凌辱の犯罪が成立いたしますならば、当然これに対して処罰しなければなりません。

○竹尾委員長 質疑はこれで終了いたしました。先ほど可決されました豊島小学校視察の日時につきましては、いずれ至急あとより御通知申し上げます。

なお文部省の給与準則の点につきまして、日比谷高等學校長菊地龍道君が陳情されたいという申出がございします。散会後これを承ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

〔参照〕

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命

令の措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年三月三日印刷

昭和二十七年三月四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所